○経済産業省告示第三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年三月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	左記市町村長又は特定中小企業者の属する認定区分を申請することができる期間
5258	石田株式会社	岐阜県岐阜市長住町五丁目四番地	平成二十八年十二月二日から平成二十九年十二月一日まで
5259	株式会社トラック名星ディストラクション	宮城県仙台市青葉区北根二丁目二番十号	平成二十八年十二月五日から平成二十九年十二月四日まで
5260	音代漁業株式会社	三重県度会郡南伊勢町田曽浦三千百五十二番地	平成二十九年二月九日から平成三十年二月八日まで

○国土交通省告示第百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道106号改築工事（宮古盛岡横断道路・岩手県宮古市区界第４地割地内）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県宮古市区界第４地割地内

岩手県宮古市区界第４地割地先国有林

２　使用の部分　岩手県宮古市区界第４地割地内

岩手県宮古市区界第４地割地先国有林

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県宮古市門馬第１地割地内から同市区界第４地割地内までの延長3.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道106号改築工事（宮古盛岡横断道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、起業者は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道106号（以下「本路線」という。）は、宮古市を起点とし、盛岡市に至る延長約93kmの主要幹線道路であり、本件事業は、宮古市と盛岡市を結ぶ延長約100kmの自動車専用道路等として計画された宮古盛岡横断道路の一区間である。

本路線が通過する宮古市は、生鮮水産物の水揚量が多く、水揚げされた水産品は県内外へ出荷されていたが、平成23年３月11日に発生した東日本大震災により人的被害をはじめ、住家、港湾、漁港等が甚大な被害を受けた地域である。

本路線は、宮古市と盛岡市を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、東日本大震災により被災した宮古市をはじめとする沿岸の市町村の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資材等の輸送路としても機能している重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び物流の効率化に寄与することが認められる。また、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき東日本大震災復興対策本部により決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、太平洋沿岸と高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線をつなぐ横断軸の強化が掲げられており、本件事業は、岩手県の復興支援に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月及び平成28年11月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、オジロワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコミズスマシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているイワテヤマナシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハナヒョウタンボク等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、カモシカについては、道路内へ侵入する可能性があるため、侵入防止柵を設置する保全措置を、クマタカ等については、営巣が確認されていることなどから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。ハナヒョウタンボクについては、一部の生育地が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。